

無線機器のスーパーアス規格
の変更に伴い規格にあった
無線機器の運用が必要です



総務省

MIC

Ministry of Internal Affairs
and Communications

1

背景

世界無線通信会議(WRC)において、無線通信規則(RR: Radio Regulations)のスプリアス発射(必要周波数帯の外側に発射される不要な電波)の強度の許容値が改正されました。

これに伴い、総務省では平成17年12月1日に無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)を改正し、旧規則に基づく無線設備(旧スプリアス規格による無線設備)については、令和4年11月30日まで適用可能とする経過措置を設けていました。

今般、新型コロナウイルス感染症による社会経済への影響等による無線設備の製造や移行作業に遅れが生じていることを考慮し、無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令117号)の附則第3条及び第5条の一部を改正し、新スプリアス規格への移行期限を延長することとしました。



2

経過措置

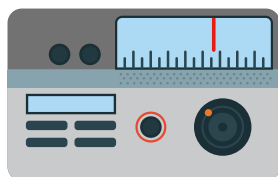
①旧スプリアス規則による無線設備で無線局の免許(登録)を受けている場合の当該設備の使用期限、②旧スプリアス規則に基づく技術基準適合証明・工事設計認証の有効期間、「令和4年11月30日」としていましたが、今般の改正により、①使用期限及び②有効期間を「当分の間」に延長することとしました。

ただし、本改正省令の附則において、旧スプリアス規格による無線設備の使用は、令和4年12月1日以降、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限り、使用することができる旨の条件を設けるとともに、無線局免許状に記載された使用条件の読替え規定を設けることとしました。

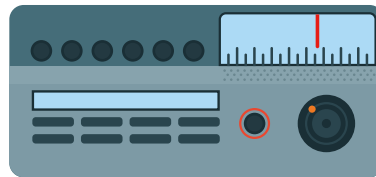
3

新スプリアス規格への対応に関する具体的な手続

1 機器の更新に併せた買い換え



買い替え



手続

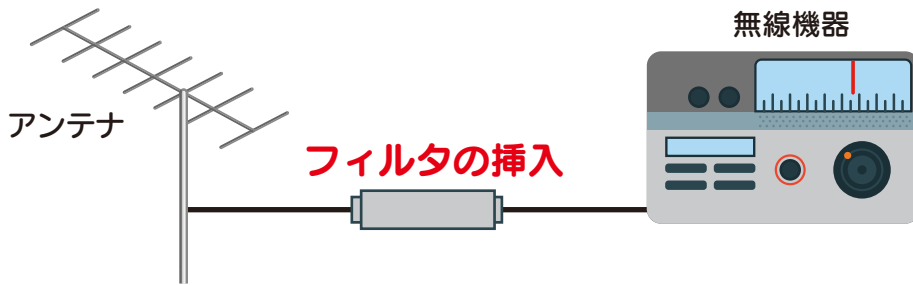
免許人が変更申請又は変更届を総合通信局に提出

変更検査が必要な場合もあります。

総合通信局で許可又は受理

現在お使いの無線機器を更新される際には、新スプリアス規格に適合した無線機器の使用をお願いいたします。手続としては、総合通信局に変更申請又は変更届のご提出が必要です。なお、無線機器によっては、変更検査が必要となる場合もあります。

2 送信機出力端子と空中線との間にフィルタを挿入



手続

免許人が変更申請を総合通信局に提出

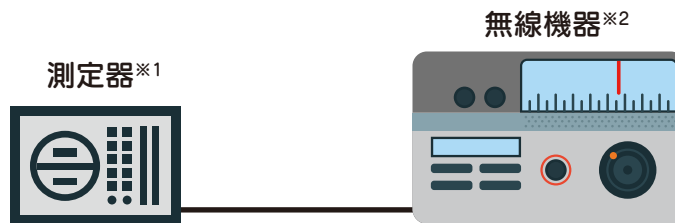
総合通信局で許可

免許人が工事完了届及び届出書(測定データを含む)を総合通信局に提出

総合通信局で受理

現在お使いの無線機器の出力端子にフィルタを挿入し、新スプリアス規格に適合させることで、継続してご使用いただけます。手続としては、総合通信局にご提出いただいた変更申請の許可後、その無線機器のスプリアスを測定^{※1}し、工事完了届にスプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書を添えてご提出いただきます。

3 実力値の測定



※2 同一型式の場合は製造年月が最も古いもの又は使用期間が最も長いものの測定が必要です。

手続

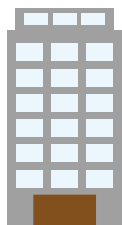
免許人が登録検査等事業者やディーラー等が測定^{※1}したデータを届出書に記載し、総合通信局に提出。(同一免許人に属する同一型式の無線機器については1台の測定データで可能。)

総合通信局で受理

現在ご使用の無線機器のスプリアスを測定^{※1}し、新スプリアス規格に適合することが確認された無線機器は継続してご使用いただけます。手続は、スプリアスの測定データ等を届出書に記載の上、総合通信局へご提出いただくことで完了となります。

4 製造業者等が測定したデータの活用

製造業者等



スプリアス測定^{※1}データの提出

総務省本省



HP公表



総合通信局等



手続

免許人が総務省HPのリストを確認の上、届出書を総合通信局に提出(測定データは提出不要)

総合通信局で受理

製造業者又は製造事業者を構成員とする団体の測定^{※1}データにより新スプリアス規格に適合することが確認された無線機器は、総務省HPで公表します。公表された無線機器は、スプリアスの測定が不要となります。手続は、届出書の(1)対象局の欄のみ記載いただき、総合通信局へご提出いただくことで完了となります。

これらのほか、アマチュア局については、保証の手続を活用することも可能です。

※1 測定器は校正されてから1年以内のものに限ります(フィルタを挿入した場合の測定においても同様です)。

4

スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書

付録
スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書

平成 年 月 日

総合通信局長 殿

免許人名

無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第115号)附則第3条第1項の規定の適用を受けている無線設備について、
ア スプリアス発射及び不要発射の強度を測定した
イ 無線設備の製造業者等においてスプリアス発射及び不要発射の強度を測定したものと同一型式のものである
のて、下記のとおり現在の無線設備規則の基準に合致することを届け出ます。(ア又はイのいずれかに○)

記

(1) 対象品

無線機の種別	免許番号	識別番号	装置番号	製造者名	型式又は名称	検定番号	技術基準適合証明番号	製造番号	製造年月
1									
2									

周波数等

周波数	電力	電波の型式	占有周波数帯幅

一つの無線機で複数の装置や周波数がある場合は、複数行に分けて記載。

(2) 使用測定器及び測定者(イの場合にあっては記載不要)

測定器名	製造者名	型式	製造番号	校正年月	校正機関名	備考	測定者	連絡先	備考

(3) 測定結果(イの場合にあっては記載不要)

帯域外領域におけるスプリアス発射の強度			スプリアス領域における不要発射の強度			測定日	備考
測定周波数	基準値	測定値	測定周波数	基準値	測定値		
1							

※ (1) の行番号と対応させること。

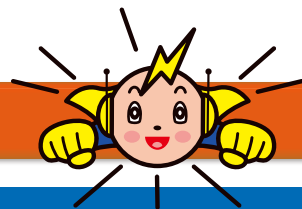


届出書は
総務省電波利用ホームページから
ダウンロードできます

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/spurious/index.htm>

5

より詳しく知りたい人のために…



総務省 電波利用ホームページ

「無線設備のスプリアス発射の強度の許容値に係る技術基準の改正について」

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/spurious/>

お使いの無線設備が技術基準適合証明等を取得している場合は、以下のホームページからスプリアス基準が新規規定か旧規定かを検索できます。

<http://www.tele.soumu.go.jp/giteki/SearchServlet?pageID=js01>



6

ご不明な点はお近くの総合通信局へ

お使いの無線局免許の担当窓口がご不明な場合は、以下までご相談ください。

局名	管轄	電話番号
北海道総合通信局	北海道	011-709-2311(内線4624)
東北総合通信局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	022-221-0658
関東総合通信局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	03-6238-1735
信越総合通信局	新潟県、長野県	026-234-9961
北陸総合通信局	富山県、石川県、福井県	076-233-4471
東海総合通信局	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	052-971-9120
近畿総合通信局	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	06-6942-8581
中国総合通信局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	082-222-3314
四国総合通信局	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	089-936-5020
九州総合通信局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	096-326-7819
沖縄総合通信事務所	沖縄県	098-865-2315

(平成28年3月)



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



古紙/再生紙配合率70%再生紙を使用しています